

令和5年度第2回北海道地方労働審議会提出資料

議題（2）

- ・ 地域雇用開発促進法に基づく北海道が策定する地域雇用開発計画  
について

- 1 地域雇用開発促進法（雇用開発促進地域）のスキーム・・・資料番号 1
- 2 雇用開発促進地域における国の支援措置の概要  
（地域雇用開発助成金のご案内）・・・・資料番号 2
- 3 北海道江別等地域雇用開発計画・・・・資料番号 3



北海道地方労働審議会

会長 亀野 淳 殿

北海道から提出された下記の地域雇用開発計画について、地域雇用  
開発促進法第5条第6項の規定に基づき、貴会の意見を求める。

記

北海道江別等地域雇用開発計画

令和6年3月1日

北海道労働局長

三富 則江





## 地域雇用開発促進法（雇用開発促進地域）のスキーム

### —指針の策定— <厚生労働大臣>

#### 雇用開発促進地域の要件

- ハローワークの範囲を基本（労働市場圏を想定）
- 一般又は常用有効求人倍率が全国平均の2/3（1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67。全国平均が0.67未満の場合は全国平均）以下
- 労働力人口に対する求職者の割合が全国平均以上



### —計画の策定— <都道府県>

#### 地域雇用開発計画

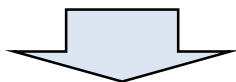
- ・ 区域
  - ・ 地域雇用開発の方策
  - ・ 計画期間
- 等

← 関係市町村の意見



### —同意— <厚生労働大臣>

← 地方労働審議会への付議  
関係行政機関の長に協議



### —国の支援措置—

#### 事業主に対する助成（地域雇用開発助成金）

- ・ 事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成（50万円～800万円）
- ・ 地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例



# 地域雇用開発助成金 地域雇用開発コースのご案内

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」は、雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

## 助成金の要件

### 対象となる事業主

雇用情勢の厳しい地域（→裏面Q1参照）などで、事前に計画書を提出した上で事業所の設置・整備を行い、対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上雇い入れた事業主が対象です。

#### 対象労働者の主な要件

- 雇い入れ日時点で、地域に居住する求職者であること※1
- ハローワークなどの紹介で雇い入れられた求職者であること
- 雇い入れ当初から、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者であること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること

※1 事業所を過疎等雇用改善地域もしくは特定有人国境離島等地域（→裏面Q1参照）に設置する場合、事業所の所在地を管轄するハローワークの管轄区域外から区域内に、申請書の提出完了日までに住所を移転する求職者なども対象労働者となります。

※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることをいいます。

### 対象となる費用

次の(1)～(3)をすべて満たす施設または設備にかかる費用が対象です（→裏面Q2参照）。

- (1) 雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること
- (2) 計画期間（最長18か月間）内に設置・整備が行われるものであること
- (3) 1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること

### 助成額

設置・整備に要した費用や対象労働者の増加人数などに応じて、以下の表の額を支給します。（1年ごとに3回支給）

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	（ ）内は創業の場合のみ適用※2			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。

※2 創業の場合は、※1にかかわらず、対象労働者の増加人数2人から対象とし、初回の支給時に（ ）内の額が支給されます。

※3 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

裏面に、この助成金に関するQ&Aや支給申請の流れなどを掲載しておりますので、ご参照ください

## Q1 「雇用情勢が厳しい地域」とはどのような地域を指しますか？

A1 「雇用情勢の厳しい地域」とは、次の①～③の地域を指します。

- ① 同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）
- ② 過疎等雇用改善地域（若年層・壮年層の流出が著しい地域）
- ③ 特定有人国境離島等地域

※ それぞれの地域の具体的な市町村名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。

※ ①～③の地域以外であっても特例措置により本助成金の対象となる場合があります（3ページ参照）。

## Q2 具体的にどのような費用が対象として認められますか？

A2 例えば、以下のような費用が対象として認められます。

ただし、すべて1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上である必要があります。

- ◆事業所の新設または増設工事費用、内装工事費用
- ◆不動産購入費用
- ◆動産の購入費用（機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具など）
- ◆事業所や動産の賃借またはリース費用 など

**注意！**  
右の費用は  
助成の対象外です

- ・計画期間外に引き渡しや支払いがあった施設・設備にかかる費用
- ・賃貸借契約により賃料を得る施設・設備
- ・各種税金（消費税を除く）、各種保険料、振込手数料
- ・土地購入・土地賃借費、光熱料 など

## 受給の手続き

: 事業主が行う手続き     : 事業主が事業所内で行う取り組み

### 計画日

- ① 「**計画書**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

### 計画期間（最長18か月）

- ② 地域の雇用拡大のために必要な**事業所の設置・整備**を行う（300万円以上）
- ③ **要件を満たす労働者を雇い入れ**、3人（創業の場合は2人）以上増加させる

### 完了日

- ④ 「**完了届（第1回支給申請書）**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

### 1年間

被保険者数の維持    対象労働者数の維持    対象労働者の定着

### 支給申請

- ⑤ 「**支給申請書（2回目）**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

### 1年間

被保険者数の維持    対象労働者数の維持    対象労働者の定着

### 支給申請

- ⑥ 「**支給申請書（3回目）**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。

この助成金の受給には、このリーフレットに掲載されていない各種要件があります。  
ご不明な点は、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。



# 特例措置

## 地域活性化雇用創造プロジェクト※<sup>1</sup> 参加事業主に対する特例

対象事業主	厚生労働大臣が選定した地域活性化雇用創造プロジェクト（通称：地プロ）を実施する都道府県の承認を受けた事業主
主な受給要件	地プロが実施される区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※ <sup>2</sup> を正社員※ <sup>3</sup> として雇い入れること。
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに3回支給）。なお、第1回目の支給時に <b>対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給され、1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限です。</b>

設置・整備費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※<sup>1</sup> 地域活性化雇用創造プロジェクトとは、都道府県が地域の協議会の了承を得て提案する事業の中から、コンテスト方式で正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選定し、その事業を都道府県が主体となって実施する制度です。
- ※<sup>2</sup> 対象労働者は、実施主体の都道府県に居住する求職者です。
- ※<sup>3</sup> 当該事業所で働く通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と、適用される賃金制度と1週間の所定労働時間が同一の者に限ります。
- ※<sup>4</sup> 創業の場合は、対象労働者の増加人数2人から対象となります。
- ※<sup>5</sup> 対象となる都道府県名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。
- ※<sup>6</sup> 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例

対象事業主	認定地方公共団体が作成した認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業※ <sup>1</sup> に関連する寄附を行った事業主
主な受給要件	当該事業が実施される地方公共団体※ <sup>2</sup> の区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※ <sup>3</sup> を継続して雇用する労働者として雇い入れること
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに3回支給）。なお、この特例は <b>1事業所あたり1回のみ適用</b> されます。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※<sup>1</sup> 地域の安定的な雇用機会の増大を図る事業に限ります。
- ※<sup>2</sup> 都市部（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）を除きます。
- ※<sup>3</sup> 対象労働者は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が実施される地方公共団体の区域に居住する求職者です。
- ※<sup>4</sup> 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。
- ※<sup>5</sup> 対象となる都道府県名・市区町村名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。
- ※<sup>6</sup> 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

# 全国の対象地域一覧

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。地域によって、指定期間が異なりますのでご注意ください。

## 同意雇用開発促進地域



## 過疎等雇用改善地域



## 特定有人国境離島等地域



## 地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例対象地域（注）



（注）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の区域内に事業所を設置または整備する事業主は対象外です。

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例対象地域



- \* 詳細は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。
- \* ご不明な点は、最寄りの労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

（問い合わせ先一覧）



# 北海道江別等地域雇用開発計画

## はじめに

本道の経済情勢は、令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けたものの、令和5年の5類への移行とともに緩やかに持ち直している。

雇用情勢は、持ち直しの動きにやや弱さがみられ、有効求人倍率は、令和5年4月から8ヵ月連続で前年同月を下回っているほか、本道では、全国を上回るペースで人口減少や高齢化が進行しており、それに伴う人手不足の深刻化等により地域産業の停滞が懸念されているが、中でも江別等地域の雇用情勢は厳しい状況にあり、良質で安定的な雇用の場の確保が課題となっている。

このため、この地域が地域雇用開発促進法に定める雇用開発促進地域に該当すると認められることから、同法の支援施策を最大限活用し、「北海道雇用・人材対策基本計画」や当該計画に基づき毎年度策定する「推進計画」を着実に実施するため、同法第5条第1項に基づき「北海道江別等地域雇用開発計画」を策定する。

※ 当該地域は札幌東公共職業安定所の所管区域を基本としており、北海道労働局の資料を出所とする求職者数・求人数及びその比較のための数値については、札幌市（白石区、厚別区、豊平区、清田区）の数値を含んでいる。

## I 雇用開発促進地域の区域

### 1 対象区域

江別等地域は、次の2市1村とする。

江別市、北広島市、新篠津村



### 2 地域の概況

#### (1) 地勢及び人口

江別等地域は、北海道の中央部に存する石狩平野において、札幌市の東側に位置し、南北に広がる内陸地域である。

令和2年国勢調査によると、人口の割合は全道の3.5%となっている。また、平成27年国勢調査と比較すると人口は0.4%減少しており、全道のペースより緩やかではあるものの人口減少が進行している。

	平成27年	令和2年	増減率
全道	5,381,733	5,224,614	▲2.9%
江別等地域	183,029	182,271	▲0.4%
割合	3.4%	3.5%	0.1P

P (ポイント) は割合比差

出所：総務省「国勢調査」

#### (2) 産業の概況

##### ① 産業の特色

この地域では、工業においては、食料品製造業のほか、紙・パルプ製造業や金属製品製造業などを中心に生産が行われ、また、農業においては、稲作や畑作、大都市近郊型の野菜作など、地域の特性を活かした多様な農業が営まれている。

② 事業所数

令和3年の事業所数は5,193事業所で、平成28年に比べ減少している。令和3年の産業別の事業所数を見ると、卸売業、小売業の割合が24.2%と最も高く、次いで、医療、福祉、建設業、宿泊業、飲食サービス業の順であり、この4産業で全体の57.4%を占めている。

産業別事業所数

(単位：所)

	江 別 等 地 域		全 道	
	令和3年 (構成比)	平成28年 【参考】 (構成比)	令和3年 (構成比)	平成28年 【参考】 (構成比)
農林漁業	87 1.7%	76 1.4%	5,122 2.4%	4,232 1.9%
鉱業、採石業、 砂利採取業	1 0.0%	2 0.0%	171 0.1%	171 0.1%
建設業	600 11.6%	617 11.5%	21,256 9.8%	21,361 9.5%
製造業	271 5.2%	275 5.1%	10,246 4.7%	10,818 4.8%
電気・ガス ・熱供給・水道業	8 0.2%	7 0.1%	476 0.2%	329 0.1%
情報通信業	33 0.6%	30 0.6%	2,544 1.2%	2,206 1.0%
運輸業、郵便業	257 4.9%	241 4.5%	6,445 3.0%	6,445 2.9%
卸売業、小売業	1,259 24.2%	1,313 24.5%	51,407 23.8%	56,213 25.0%
金融業、保険業	57 1.1%	63 1.2%	4,006 1.9%	4,137 1.8%
不動産業、物品賃貸業	282 5.4%	311 5.8%	15,424 7.1%	15,707 7.0%
学術研究、 専門・技術サービス業	175 3.4%	178 3.3%	8,971 4.2%	8,346 3.7%
宿泊業、飲食サービス業	449 8.6%	512 9.6%	27,724 12.8%	32,259 14.4%
生活関連サービス業、 娯楽業	440 8.5%	470 8.8%	18,627 8.6%	20,386 9.1%
教育、学習支援業	219 4.2%	231 4.3%	5,457 2.5%	5,708 2.5%
医療、福祉	674 13.0%	633 11.8%	19,946 9.2%	18,506 8.2%
複合サービス事業	32 0.6%	35 0.7%	1,833 0.8%	1,916 0.9%
サービス業 (他に分類されないもの)	349 6.7%	360 6.7%	16,469 7.6%	15,978 7.1%
全産業計(公務を除く)	5,193 100.0%	5,354 100.0%	216,124 100.0%	224,718 100.0%

出所：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査結果」及び総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」

※令和3年経済センサス-活動調査は、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成28年経済センサス-活動調査結果については「参考」と表章している。

(集計結果の時系列比較を行う際は、留意が必要。)

### 3 雇用開発促進地域の該当要件

#### (1) 地域の一体性

江別等地域は、北海道の中央部において、札幌市の東側に位置し、地理的に連続した地域であり、JR千歳線や函館本線の鉄道や、国道275号、道道江別恵庭線や北海道縦貫自動車道を基幹として多くの国道や道道等で交通ネットワークが構築されている。

また、当該地域は全道の約50%の人口が集中する大都市圏に含まれ、行政・経済などの中枢機能を有する札幌市を中心に商業・工業・サービス業が集積している。その中で当該地域では工業団地が整備され企業の立地が進んでいるほか、官民連携プロジェクトによるボールパークの整備や大学等が数多く立地するなど、人的・物的な交流が活発に行われている。

札幌東公共職業安定所の所管区域とも合致（札幌市の区域除く）しており、自然的・社会的経済的にも一体である地域である。

#### (2) 多数の求職者の居住と雇用機会の不足の状況

札幌東公共職業安定所所管区域の労働力人口392,353人（R2国勢調査）に対する一般有効求職者数（月平均値）の割合は、最近3年間の平均で3.7%となっている。これは、全国の割合3.2%を上回っており、求職者数の割合が相当程度に高い状況にあるといえる。

当該地域に居住する求職者数の割合〔労働力人口 392,353人〕 (単位：人)

	江別等地域		全国	
	R5年	R3-R5年平均	R5年	R3-R5年平均
一般有効求職者数(月平均値)	14,570	14,605	1,909,683	1,931,400
労働力人口に占める割合	3.7%	3.7%	3.2%	3.2%

※一般有効求職者数は、学卒を除きパートを含む。

出所：北海道労働局

※札幌市（白石区、厚別区、豊平区、清田区）の数値を含む。

また、一般有効求人倍率については、令和5年が0.85倍、最近3年間の平均が0.82倍と雇用機会が著しく不足した状況にあり、令和5年において、全国平均により定められた雇用開発促進地域の対象要件を満たす数値となっている。

最近3年間の一般有効求人倍率の状況(月平均値) (単位：人、倍)

	江別等地域		全国	
	R5年	R3-R5年平均	R5年	R2-R5年平均
有効求職者数	14,570	14,605	1,909,683	1,931,400
有効求人数	12,318	11,907	2,496,523	2,388,838
有効求人倍率	0.85	0.82	1.31	1.24
(雇用開発促進地域の対象要件)	(0.87)	(0.83)		

※学卒を除き、パートを含む。

出所：北海道労働局

## II 労働力の需給状況その他の雇用の動向

### 1 労働力人口の動態

労働力人口は83,795人で全道の3.4%に当たり、前回調査（平成27年）に比べ1.2%減少し、全道の減少率4.1%を下回っている。また、年齢区分別の割合では、25～29歳が5.9%（全道6.8%）、30～44歳が25.4%（全道26.7%）とそれらの年齢層で全道に比べ低くなっている。

労働力人口の推移 (単位：人)

	平成27年	令和2年	増減率
江別等地域	84,807	83,795	▲1.2%
全道	2,553,043	2,449,395	▲4.1%
割合	3.3%	3.4%	0.1P

P（ポイント）は割合比差

出所：総務省「国勢調査」

年齢区分別の労働力人口（令和2年） (単位：人)

	24歳以下	25～29	30～44	45～54	55歳以上	合計
江別等地域	6,975	4,949	21,256	20,122	30,493	83,795
割合	8.3%	5.9%	25.4%	24.0%	36.4%	100.0%
全道	178,803	167,496	653,923	571,403	877,770	2,449,395
割合	7.3%	6.8%	26.7%	23.3%	35.8%	100.0%
全道の割合との差	1.0P	▲0.9P	▲1.3P	0.7P	0.6P	

出所：総務省「令和2年国勢調査」

### 2 就業構造

就業者数は80,109人となっており、全道の3.4%の割合を占めている。産業別にみると、第1次産業が3.3%、第2次産業が17.0%、第3次産業が76.2%となっており、全道に比べ、第1次産業は低く、第2次産業と第3次産業の割合が高くなっている。

産業別就業者の状況（令和2年） (単位：人)

	就業者の総数	産業別就業者数						分類不能の産業 就業者数
		第1次産業		第2次産業		第3次産業		
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
江別等地域	80,109	2,628	3.4%	13,644	17.6%	61,064	79.0%	2,773
全道合計	2,347,270	156,298	6.8%	387,947	17.0%	1,738,586	76.2%	64,439
対道内構成比	3.4%	1.7%		3.5%		3.5%		4.3%

※構成比は「分類不能の産業」を除いた就業者に占める割合 出所：総務省「令和2年国勢調査」

また、事業所の産業分類別に従業者数を見ると、卸売業、小売業が最も多く、次いで、医療、福祉、製造業、運輸業、郵便業の順となっており、この4産業で全体の62.7%を占めている。構成比では、製造業12.2%（全道8.7%）、運輸業、郵便業11.0%（全道6.2%）などが全道に比べ高くなっている。

事業所の産業分類別従業者数（令和3年）（単位：人）

	江別等地域		全道		全道に占める割合
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	
農林漁業	805	1.4%	46,750	2.2%	1.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0%	1,632	0.1%	0.2%
建設業	4,057	7.0%	183,261	8.5%	2.2%
製造業	7,083	12.2%	187,396	8.7%	3.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	106	0.2%	10,857	0.5%	1.0%
情報通信業	737	1.3%	44,321	2.0%	1.7%
運輸業、郵便業	6,401	11.0%	133,986	6.2%	4.8%
卸売業、小売業	12,944	22.3%	456,909	21.1%	2.8%
金融業、保険業	523	0.9%	48,805	2.3%	1.1%
不動産業、物品賃貸業	1,160	2.0%	60,906	2.8%	1.9%
学術研究、専門・技術サービス業	910	1.6%	61,975	2.9%	1.5%
宿泊業、飲食サービス業	3,330	5.7%	186,116	8.6%	1.8%
生活関連サービス業、娯楽業	2,955	5.1%	85,622	4.0%	3.5%
教育、学習支援業	3,179	5.5%	64,961	3.0%	4.9%
医療、福祉	10,028	17.2%	352,552	16.3%	2.8%
複合サービス事業	575	1.0%	27,821	1.3%	2.1%
サービス業（他に分類されないもの）	3,338	5.7%	211,520	9.8%	1.6%
全産業計（公務を除く）	58,135	100.0%	2,165,390	100.0%	2.7%

出所：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」

### 3 求人求職の状況

令和5年の有効求職者数（月平均値）は8,747人となり、令和3年の8,933人に比べ2.1%減少している。一方で、有効求人数（月平均値）は8,013人となり令和3年の7,293人に比べ9.9%増加しており、この結果、令和5年の常用有効求人倍率は0.92倍となり、令和3年から0.1ポイント上昇しているものの、全道の有効求人倍率に比べ0.18ポイント下回っている。

求人求職の状況（各年月平均値、常用（学卒及びパート除く））（単位：人、倍）

		令和3年	令和4年	令和5年	増減率
		A		B	(B-A)/A
江別等地域	有効求職者数	8,933	8,857	8,747	▲2.1%
	有効求人数	7,293	7,994	8,013	9.9%
	有効求人倍率	0.82	0.90	0.92	0.1P
全道	有効求職者数	57,414	53,929	53,152	▲1.4%
	有効求人数	56,682	62,050	58,599	▲5.6%
	有効求人倍率	1.05	1.15	1.10	0.05P

P（ポイント）は増減差(B-A)

出所：北海道労働局

令和5年の新規求人数は47,520人、新規求職者数は27,819人で、新規求人倍率は1.71倍となっており、全道の新規求人倍率に比べ0.18ポイント下回っている。

職種別での新規求人倍率は、事務的職業と管理的職業で1倍を下回る数値となっている。

新規求人求職の状況（年平均値、職業別、令和5年）（単位：人、倍）

	江別等地域			全道		
	新規求人数	新規求職者数	新規求人倍率	新規求人数	新規求職者数	新規求人倍率
管理的職業	85	104	0.82	651	482	1.35
専門的・技術的職業	10,656	4,515	2.36	77,639	28,481	2.73
事務的職業	4,583	6,932	0.66	38,637	45,123	0.86
販売の職業	4,109	1,674	2.45	30,890	10,559	2.93
サービスの職業	11,957	2,936	4.07	91,681	21,606	4.24
保安の職業	1,877	216	8.69	9,569	1,663	5.75
農林漁業の職業	186	117	1.59	4,660	1,903	2.45
生産工程の職業	3,846	849	4.53	28,961	7,105	4.08
輸送・機械運転の職業	3,493	1,092	3.20	23,083	8,949	2.58
建設・採掘の職業	2,995	369	8.12	21,496	3,829	5.61
運搬・清掃・包装等の職業	3,733	2,468	1.51	32,507	20,350	1.60
分類不能の職業	0	6,547	0.00	0	41,744	0.00
職業計	47,520	27,819	1.71	359,774	191,794	1.88
全道に対する構成比	13.2%	14.5%	▲0.17P			

P（ポイント）は全道との倍率差

出所：北海道労働局

#### 4 離職者の動向

令和5年の雇用保険資格喪失者数は36,056人となり、令和3年に比べ7.3%増加している。

また、令和5年の事業主都合の離職率は、全道の水準を下回っているものの、事業主都合による離職者数は1,748人と令和3年より11.2%増加している。

最近3年間の事業主都合離職等状況（単位：人）

	江別等地域	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (B-A)/A
		A		B	
江別等地域	雇用保険資格喪失者数	33,601	35,404	36,056	7.3%
	うち事業主都合による離職	1,572	1,459	1,748	11.2%
	事業主都合離職率	4.7%	4.1%	4.8%	0.1P
全道	雇用保険資格喪失者数	248,336	257,806	259,125	4.3%
	うち事業主都合による離職	13,161	11,944	12,969	▲1.5%
	事業主都合離職率	5.3%	4.6%	5.0%	▲0.3P

P（ポイント）は増減差(B-A)

出所：北海道労働局



### Ⅲ 地域雇用開発の目標

この地域の雇用動向は、全国と比較して労働力人口に占める求職者数の割合が相当程度高いことに加え、当該求職者の総数に比べ、著しく雇用機会が不足した状況が続いているため、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図る必要がある。

この地域における産業基盤や産業集積の状況、産業活動の動向等を踏まえ、地域産業の高度化、活性化及び新産業の創出を促進し、地域雇用開発促進法の支援施策を最大限活用することにより、雇用機会の創出を通じて、地域内の求職者に良好な雇用の場を提供し、地域的な雇用構造の改善を図っていくこととする。

なお、地域雇用開発促進法の支援施策である地域雇用開発助成金の活用により、計画期間中に新たに雇用を創出する人数は、38人を目標とする。

札幌東公共安定所所管区域におけるR2～R4年の一般有効求職者数（月平均値）に、江別等地域以外の数値を除外するための割合を乗じ、これに当該助成金の雇用創出実績率（雇用創出数／一般有効求職者数）を乗じ、さらに雇用創出を加速するための努力目標として1割増しの人数を目標値として算定した。

$$\begin{array}{ccccccc} 13,573 \text{ 人} & \times & 21.4\% & \times & 1.2\% & \times & 1.1 & = & 38 \text{ 人} \\ \text{(一般有効求職者数)} & & \text{(江別等地域の割合)} & & \text{(雇用創出実績率)} & & \text{(努力目標)} & & \text{(目標値)} \end{array}$$

### Ⅳ 地域雇用開発を促進するための方策

#### 1 地域雇用開発の促進のための措置

##### (1) 新たな雇用機会の開発の促進

この地域は、商業等の集積を有するとともに、豊富な農林資源を有する地域であり、その特性や実情を踏まえ、地場産業の技術の高度化や製品・サービスの高付加価値化、地域ブランドの確立を促進するとともに、産業間や産学官の連携による新製品等の開発・事業化、デジタル関連産業など今後成長が期待される産業の育成などを促進する。

また、地域の資源や特性を活かして、成長産業や地域経済への波及効果が大きい企業の誘致を促進するとともに、新規創業や中小企業の新事業展開を支援するほか、自然や歴史、文化などの観光資源を活用した魅力ある観光地づくり、グリーン・ツーリズムやボールパークなどの新たな資源を活用したツーリズムの推進、観光産業の振興に取り組む。

さらに、幹線道路など産業基盤の整備を促進する。

なお、これらの取組を通じ、企業の誘致や新規創業・新事業展開などを促進するにあたっては、国の地域雇用開発助成金制度をはじめとした事業主に対する各種助成金について、関係機関と連携し、制度の周知に努め、助成措置を有効に活用する。

##### (2) 職業能力の開発

この地域を所管する公共職業能力開発施設である道立札幌高等技術専門学院が地域のニーズに対応した職業訓練を実施している。

地域内における民間の職業能力開発施設としては、中小企業事業主等が知事の認定を受けて職業訓練を実施する認定職業訓練校が1箇所あり、地域産業に密着した職業訓練が行われているほか、民間教育訓練機関等が国の求職者支援制度を活用して職業訓練を実施している。

今後とも、北海道労働局、公共職業安定所及び地域の事業主団体等と十分な連携を図りながら、職業訓練に係る地域ニーズを踏まえつつ、地域の実情に応じた効果的な職業能力開発を推進し、企業進出、地域の企業の事業展開等に際して必要となる労働力の確保・育成に努めることとする。

なお、技術革新や産業構造の変化に伴う労働移動が進展する中においては、適切な企業内教育訓練の促進に努めることに加えて、労働者自身の自発的な職業能力開発を促進することも重要であることから、教育訓練給付制度、人材開発支援助成金などの国の施策の活用を促進して、

地域内労働者のキャリア形成を積極的に支援していくものとする。

### (3) 労働力需給の円滑な結合の促進

ハローワークにおいては、雇用の維持・確保や新たな雇用創出に伴う労働需要に適切に対処するため、求職者に対する適切な職業指導・相談や事業主に対する指導・援助を行っているところであるが、道においても、関係機関と連携を図りながら、ジョブカフェ・ジョブサロン北海道を活用し、知識・技能の習得機会の提供や、カウンセリング・セミナー等の就職支援の実施、企業説明会をはじめとする多様なマッチングの機会の提供を行う。

また、大量離職者の発生など地域における大規模な雇用変動に対しては、国や道をはじめ、地元関係者が協力して、就職相談、生活相談、職業訓練を設定するなどして、地域の雇用不安が拡大しないよう適切に対処する。

### (4) 各種支援措置の周知徹底

地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置について、事業主、求職者に対して周知徹底を図ることができるよう、北海道労働局や対象地域となる各市村、その他関係機関と緊密に連携し、パンフレットの作成・配布をはじめ、各種広報メディア等を活用して周知徹底を図り、当該措置の積極的な活用が図られるように努める。

### (5) 地域雇用開発の効果的な推進

関係市町村、経済団体、労働団体等、地域における関係者の共通認識の形成と連携の促進を図りながら、地域雇用開発を効果的に推進する。

## 2 地域雇用開発の促進に資する北海道の取組

道では、「北海道雇用創出基本条例」に基づき、雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「北海道雇用・人材対策基本計画」を策定し、「人材の育成・確保」、「就業環境の整備」、「生産や収益力の向上」、「雇用のセーフティネットの整備」を柱として産業振興と雇用対策の一体的展開を図り、雇用の創出、維持・安定に取り組んでいるところである。

この計画の実効性を高めた確な施策展開を図るため、各年度における取組内容や具体的事業について推進計画を策定し、着実に取り組んでいくことにより地域の雇用開発を促進する。

また、地域における雇用施策を進めるためには、地域が主体となって、地域の資源や潜在力を有効活用するなどの取組が重要であり、季節労働者の通年雇用化の促進にも配慮しつつ、国や道の産業・雇用施策の積極的な活用を促進するとともに、地域の産業団体や労働団体、教育機関、行政機関が一堂に会し、地域の雇用創出や若者等の地元就職・定着化などを進めるために設置された「地域雇用ネットワーク会議」を活用し、地域の関係者が密接な連携を図りながら創意に満ちた雇用創出などの取組を総合的に推進していく。

## V 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。